

会 長	局 長	次 長	係 長	担 当	係

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

秋田県大館市農業委員会会長 様

次の農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利 } を { 移転 }
{ 設定 } したいので、

農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

1 申請者の氏名等

申請人	住 所	職 業	氏 名	印	国籍等	残留資格 又は特別 永住者
譲渡人 (貸人)	(Tel - -)					
譲受人 (借人)	(Tel - -)					

(申請者氏名や土地所在等に係る別紙を添付するときは、余白に糊付し、申請者それぞれ割印を押してください。)

2 許可を受けようとする土地の所在等

所 在			地 目		面 積(m ²)	利用状況	収穫高(kg)	耕 作 者 氏 名
大 字	字	地 番	登記簿	現 況				
合計			m ² (内訳: 田		m ² ・畑	m ² ・採草放牧地		m ²)

3 申請事由の詳細 (該当する番号に○を付けて下さい。)

譲渡人(貸人)の事由			譲受人(借人)の事由		
1 自作地相互の交換	13 同一世	後継者へ一括	1 自作地相互の交換		
2 農業生産法人への出資	14 帯内で	後継者へ部分	2 経営規模の拡大		
3 経営移譲年金受給のため	15 の生前	新しく分家させる	3 受贈(経営承継人等)		
4 農業廃止	16 贈与	その他の世帯員	4 経営移譲(再設定・後継者変更)	その他理由 []	
5 労力不足による経営縮小	17 既に分家している者への贈与		5 新規就農		
6 高齢化による経営縮小	18 相手方の要望		6 その他		
7 病気等で労力不足	19 農業協同組合が信託財産を処分する				
8 耕作不便又は低生産地	20 農地保有合理化法人が信託財産を処分する				
9 営農資金	21 その他				
10 農業経営上の負債整理					
11 結婚・分家・相続等資金					
12 生活・住宅新改築等資金					

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況 (m²)

	自作地①	貸付地②	借入地③	経営地 ④=①+③	権利を取得しよう とする農地⑤	合計 ④+⑤
田						
畑						
樹園地						
農地面積						
採草放牧地						

権利を取得しようとする農地が畑の場合、作付けする品目を記入してください。

()

【非耕作地】

所 在	地 目		面積	状況・理由
	登記簿	現況		

※「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆毎に面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載すること

5 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の設定・移転の時期	売買価格又は賃貸借料 総額	円
契約期間	年間	円/10 a

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の農作業に従事する者の数及び機械等の所有の状況

氏 名	年齢	職業	権利取得者との続柄	農作業経験の状況	農 作 業 従 事 状 況												
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	

※農作業経験の状況 : 農作業歴〇〇年、農業技術修学歴〇〇年等
 農作業従事状況 : 該当する期間を「<—>」で示す

		トラクター	耕運機	田植機	コンバイン	牛	豚	鶏
確保しているもの	所有							
	リース							
導入予定のもの	所有							
	リース							

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載して下さい。(集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等)

8 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には以下も記載して下さい。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付して下さい。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するため要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

8-1 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載して下さい。(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載して下さい。)

8-2

その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 か月 (直近の実績)

農地法第3条許可申請書添付書類

1 譲渡人（貸人）

(1) 譲渡（貸付）しようとする**土地の全部事項証明書**（法務局より）

※土地所有者の現住所と土地の全部事項証明書の所有者の住所が違う場合、住所のつながりがわかる書類（戸籍の附票など）も必要です。

(2) **印鑑証明書**（市役所市民課、各出張所より）

※申請書には印鑑証明書の印鑑（実印）を押して下さい

(3) 申請書提出に来られない場合は**委任状**

(4) 生前一括贈与及び農業者年金の経営移譲の場合は**資産証明書**
（市役所税務課より）

2 譲受人（借人）

(1) **住民票（一部の者の写し）**（市役所市民課、各出張所より）

※本籍記載のもの

(2) 申請書提出に来られない場合は**委任状**

(3) 大館市以外にお住まいの方（北秋田市、鹿角市等）は**耕作証明書**
（住所地の農業委員会より）

(4) 農地所有適格法人以外の法人は**定款**